

## 同僚のプラークで肺がん救済 東京●時効事例で東京労災審査官の決定

石綿肺がんに係る、石綿健康被害救済法の特別遺族年金（いわゆる時効救済）関係で、興味深い決定が8月22日、東京労働保険審査官より出された。

ブレーキライニング製造工場（研磨）仕上工として働き、退職後1985年頃「肺がん」を発症し、1988年4月に「呼吸不全」により68歳で死亡した女性に関する事案である。

昨（2006）年7月13日に遺族が足立労働基準監督署に対して、新法による時効救済を求めたが、同署は3か月後の10月13日付で不支給決定を下した。

請求時点ですでに治療を受けた医療機関に、カルテもX線写真も検査結果も一切の記録が残されていない。

そのため監督署は、「医学的資料がないため石綿ばく露の証拠となる医学的所見が明らかでないため、不支給と決定した」ものである。時効救済事案で、このような理由で不支給とされた数は少なくないと思われる。

被災者は1955年頃から1965年頃まで同社で石綿作業に従事していた、と遺族は記憶していたが、裏付ける資料がない。

現在の社長のもとの1964～66年頃まで働き、それ以前からいた

ことは確かだが、会社にも、「亡くなった先代（社長の）の時代」の記録がない。社会保険事務所に照会した厚生年金履歴では、1961～1986年の加入が確認できた。遺族の記憶と、先代社長が被災者の家のすぐ裏に工場を建てブレーキライニング製造に事業内容変更した1957年頃からのいたのかもしれないという現社長の発言をとって、審査官は、1956年頃から1981年頃までの10年間程度の従事歴があったものと判断した。

従事したのが石綿に曝露する作業であったことは、関係者の間で食い違いはなかった。

元工場長が肺がんで亡くなっていたが、過去健康診断で異常を指摘された人はないという。「私が一番やっているけれど、何ともないし健康ですよ」とは、社長の弁である。

しかし、その社長（Dという）の特化則健診個人票（石綿）の胸部エックス線所見欄に「肥厚？」の記載があったことから、審査官は過去3年間分のDのエックス線写真を借りて、地方労災医員の意見を求めたところ、「両側の胸膜プラークを認めるが、下肺の網状影は確認できず、石綿肺所見は認めがたい」というもので

あった。Dは、1964～1968年頃まで被災者と同様にブレーキライニング製造に携わっており、審査官は、Dの胸膜プラークは石綿曝露によるものと認められると判断。

さらに、「Dと同様の作業に同程度以上（Dの場合は、営業等の仕事も行っていたため、現場作業は全作業量のうち60%であり、石綿ばく露作業の従事期間も4年間程度である）従事していた被災者は、より高濃度のばく露をしていたものであり、その死因である『肺がん』と石綿ばく露作業の因果関係が強く推認されるものである」とした。

審査官の最終結論は以下のとおりで、参与も全員不支給処分「取消」相当との意見であった。

「総合的に判断すると、被災者に発症し、死亡原因となった『肺がん』は、石綿兼区被害救済法第2条第1項に定める対象疾病であり、被災者の職歴及び業務内容において、相当程度高濃度の常時石綿ばく露作業への従事期間が10年程度あったことが認められるものである。

医学的因果関係を立証するための医学的資料が死亡診断書以外は全て廃棄されており、被災者に発症した本件疾病について、業務との相当因果関係を直接的に証明することは困難であるが、前記…で詳記したとおり同僚であるDに係る医学的所見からその因果関係が強く推認でき、当審査官は、被災者に発症し、死亡の原因となった『肺がん』と被災者の従事してきたブ


レーキライニング製造作業における石綿ばく露との因果関係を認めることが相当と判断する。」

きわめて道理にかなった判断と読むことができるのではないだろうか。

問題は、この事例で例示されるような、できる限りの可能な調査を尽くして救済するという姿勢をとるのか、本人の医学的資料が廃棄されてしまっていれば立証しようがないと不支給決定をして済みますのかという、姿勢の問題である。

厚生労働省においては(環境省や環境再生保全機構等においても)、本件を一個別事例に終

わらせずに、同様の姿勢で可能な調査を尽くして補償・救済につなげる。及び、認定基準の要件をこのようなかたちで類推適用することもできる立場を明確にして、周知すべきである。

同僚にブランクが見られる場合だけでなく、同僚ですでに石綿関連疾患の認定事例が出ていれば、当該作業が一定程度以上の石綿曝露作業であったことの証なのであって、このことを重視して、形式的な医学的要件を、しかもあくまで本人について求めるのではなく、補償・救済の道をひろげるべきだというのが  われわれの主張である。

## 病苦で「うつ病」から自殺

### 兵庫●石綿肺がん患者に労災認定

Nさんは、若い頃から建築物の解体やはつり作業に従事し、20台半ばからはN土建を立ち上げて一人親方として建築関係の仕事をしてきた。そのため石綿の吹き付けが行われている側所での作業や、吹き付け石綿建築物の解体作業にも従事した。

2003年の年末、咳が酷く血痰も出るようになり入院したところ、肺がんと診断された。手術を行い退院したが、生活のために無理をして働き始めた結果、2004年12月に再入院することとなった。

年末には退院し、抗がん剤治


療のため通院していたが、だんだんと自宅に閉じ籠るようになり、2005年3月末に自宅で自ら命を絶たれた。

ひょうご労働安全衛生センターの会員に紹介され、Nさんの奥さんが事務所に来られたのは、20068年の春だった。相談を受け、かつて一緒に仕事をされていた方から作業内容を聞き取り、神戸医療生協の松村医師にフィルムを診てもらおうと「石綿肺1型」との意見書をいただき、作業内容と従事期間そして医学的所見から石綿による肺がんであることを確信した。

Nさんが亡くなられる前の様子を奥さんに聞くと、「コタツに座り、一日中ボーッとテレビを見ている毎日でした。ずっとイライラしていた。私が話しかけると、すぐに怒りだすし嫌味を言うばかりでした。『座るのも痛い』というので、病院へ行こうと私が言うと、『痛い目をするだけ。治れへん』と言われてどうすることも出来ませんでした。だんだん食べなくなり、おかゆも食べられなくなっていきました」とのことであった。

昨年8月末、神戸西労働基準監督署に労災申請を行い、石綿による肺がんであるとの意見書と肺がんの悪化に伴う心理的負荷が原因とされる精神障害事案であるとの申立書を提出した。監督署の担当官は丁寧に調査を行い、通院していた病院の医師から受診の際のNさんの様子を聞き、奥さんが紹介した近所に住んでいる方からも自宅での様子について聞き取りをした。

そして今年5月末、石綿による肺がんであるとして休業・療養補償が認められ、自殺も肺がんの悪化に伴う心理的負荷による「うつ病」が原因であるとして葬祭料と遺族年金の支給決定通知が届いた。

自ら命を絶たざるを得なかったNさんの心境、その御主人を側で支えて来られた奥さんの心境は尋常ではなかったと思う。それでも、労災の申請作業を通じてご主人の死と向き合ってきた奥さんに、笑顔が戻った事  が何よりだと思っている。(ひょうご労働安全衛生センター)